

## 幼年消防クラブに宝くじの助成が行われる

高山村幼稚園児で構成されている幼年消防クラブに宝くじの助成金により法被（はっぴ）の新調や鼓笛隊セットとして楽器が整備されました。

この事業は、幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発のために必要となる資機材を助成するもので、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものです。

幼年消防クラブのみなさんは生涯学習大会の際「手話の歌」を演奏と手話を交えながら大きな声で合奏していました。



## 行事食がカレンダーになりました

食生活改善推進員が広報に掲載していた行事食が平成24年4月から平成25年3月までのカレンダーになりました。各月の代表的な行事食と作り方、方言も載っているカラフルでおしゃれなカレンダーです。お求めは、材料代として一部200円をいただきます。

### ○取り扱い場所

保健福祉センター (☎63-1311)  
交流施設「なごみ」(☎63-1633)  
商工会 (☎63-2200)  
教育委員会 (☎63-3046)



### ◇お問い合わせ

保健福祉センター (☎63-1311) 藤井  
役場・地域振興課 (☎63-2111) 小林  
高山村食生活改善推進員

## NHK BS プレミアム「にっぽん縦断 ころろ旅2012」エピソード大募集!!

あなたのところにある風景を訪ねる「ころろ旅」では、みなさんが出会った風景とエピソードを大募集しています。群馬県の放送予定は、4月16日（月）～4月22日（日）で4本の番組を制作予定です。ここに残る「何気ない風景」「思い出の風景」「忘れられな

い風景」「みんなに伝えたい風景」などについて寄せられたお便りをもとに、旅人（俳優 火野正平さん）が地元の人々とふれあいながら、京都を出発し北海道まで日本海側を北上し旅を続けて行く番組です。みな様からのお便りをお待ちしています。

**応募方法** 番組ホームページから・・・<http://www.nhk.or.jp/kokorotabi/> へアクセス！  
ファックスから・・・03-3465-1327 へ送信！  
お便り・・・〒150-8001 NHK「ころろ旅」係 へ送付！

次の内容を明記の上、ご応募ください。

①住所 ②お名前 ③電話番号 ④性別 ⑤年齢 ⑥思い出の場所 ⑦場所にまつわるエピソード  
エピソードをお寄せいただく地域は、日本国内に限らせていただきます。(写真も大歓迎！)

**お手紙募集の締め切り 3月16日（金）必着**

NHK-BSプレミアム (月～金)7:45～8:00 (土・日)11:00～11:59



## 指定管理者から

本年3月31日をもって指定管理者を撤退する届出を高山村村長に提出し受理されました。

1年間という短い期間ではありましたが、指定管理施設をご利用いただきありがとうございました。



高山村観光施設指定管理者  
(株)ワクワクたかやま

## 高山村役場臨時職員募集について

役場では、下記により臨時職員を募集します。

- 募集人員 1名
- 職 種 用務員
- 資 格 普通運転免許
- 募集要件 村内に住所を有し、年齢60歳以下で、午前8時30分から午後5時15分（休憩1時間）の時間で働ける者
- 採用期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- 面 接 後日連絡します。
- 申込受付期間等 希望者は、平成24年3月15日までに履歴書を役場総務課へ提出してください。

※詳細の問い合わせにつきましては、役場総務課へお問い合わせください。（役場63-2111）

## 平成24年度緑のふるさと協力隊受入申し込みについて

緑のふるさと協力隊事業につきましては、村民皆様にご協力いただきありがとうございます。

お陰様で平成23年度緑のふるさと協力隊事業は3月中旬で終了となりますが、平成24年度も緑のふるさと協力隊事業を継続することとなりました。

緑のふるさと協力隊受入申込書も引き続き、来月分を今月の20日迄に提出していただきますよう宜しくお願いいたします。（4月の隊員活動は4月16日（月）からとなります。）

なお、4月12日（木）役場2階大会議室において午後6時30分より、新隊員（女性1名）を皆さんにご紹介いたしますのでお集まりいただきますようお願いいたします。

また、地域おこし支援隊事業も引き続き継続いたします。24年度は、支援隊も月に数回農作業のお手伝いに参加します。緑のふるさと協力隊同様宜しくお願いいたします。

役場 地域振興課

### — 学生納付特例制度 —

#### 学生は承認を受けると保険料の納付が猶予されます

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。

20歳以上の学生も国民年金に加入することになっていますが、収入が一定額以下の学生については、申請して承認を受けることにより、学生期間中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

この制度は、家族の収入に関係なく、学生本人の所得を基準として審査が行われます。ほとんどの場合、学生本人に所得がないことから、大部分の学生はこの制度に該当すると思われます。（一部の学校はこの制度の対象になりません。）

保険料の納付猶予を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けることができます。また、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年

金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること（追納）が必要です。

承認期間は、平成24年4月から平成25年3月までです。学生納付特例制度を申請される方は、役場住民課で手続きをしてください。申請は毎年必要です。

なお、既に学生納付特例の申請をされていて、翌年度以降も在学見込みの方は、毎年3月に日本年金機構から送付されるハガキ形式の申請書を郵送するだけで手続きができます。

くわしくは、役場住民課または年金事務所へご相談ください。

・ 渋川年金事務所 国民年金課  
(☎0279-22-1607)





## 高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます



これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていましたが、平成24年4月1からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 70歳未満の方</li> <li>● 70歳以上の非課税世帯等の方</li> </ul>	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口に表示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に表示してください
75歳以上で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に表示してください
● 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。 (高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)		

事前の申請など、詳細は、加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。



### 納税等 ★印が3月に納めていただく税等です。

	村民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	医療保険料	後期高齢者使用料	上下水道
4月			●					
5月		●						●
6月	●							
7月		●		●	●	●	●	
8月	●			●	●	●		
9月				●	●	●	●	
10月	●	●		●	●	●		
11月				●	●	●	●	
12月				●	●	●		
1月	●	●		●	●	●	●	
2月				●	●	●		
3月				★	★	★	★	

**税** 税金は 社会を支える あなたの会費

### 人口と世帯数 (2月1日現在)

人口	4,003人 (-2)
男	1,950人 (-1)
女	2,053人 (-1)
世帯数	1,321世帯(+1)

※( )内は、前月との比較